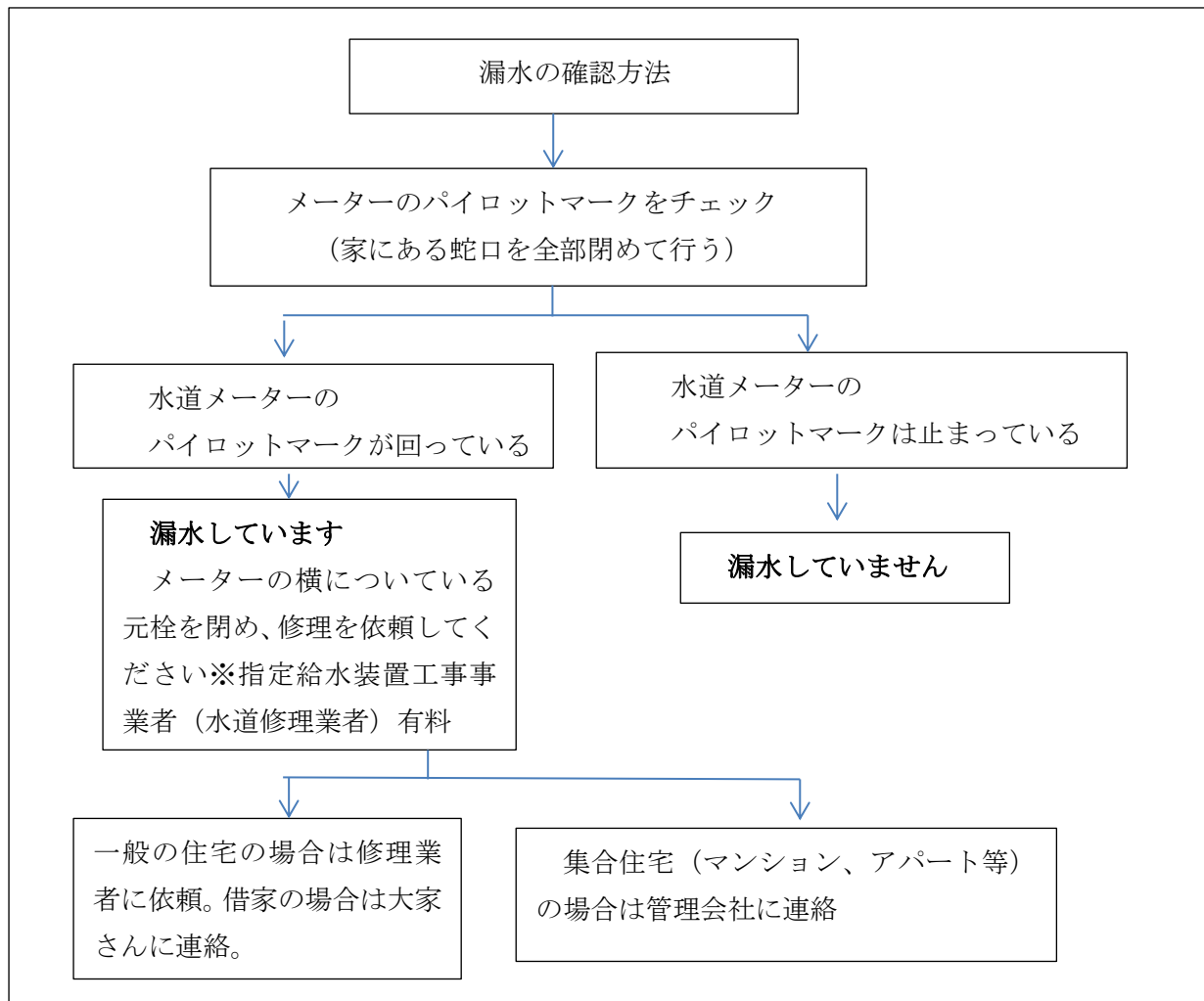


漏水の確認方法について

宅地内（メーターから敷地の中）の水漏れは下図の方法で確認することができます。



【水道メーター図】



【漏水チェック方法】

すべての蛇口を閉めた状態で、パイロットが動いていれば漏水しています。なお、地中や壁の中などでの自然漏水の場合は、申請することで上下水道料金を一部減免することができる場合があります。詳しくは水道課までお尋ねください。（トイレや蛇口、温水器などからの漏水は減免できません。）

指定事業者につきましては、市のホームページもしくは、水道課までお尋ね下さい。

修理の依頼をする際は

「古賀市指定工事事業者（管工事協働組合 電話：942-7384）に修理の依頼をしてください。

※修理費用はお客様のご負担です。

道路上や空き家、近隣の家で漏水しているのを発見したら

古賀市役所水道課（電話：942-1129）にご連絡ください。

問い合わせ先

水道課

電話：092-942-1129

Eメール：suido@city.koga.fukuoka.jp